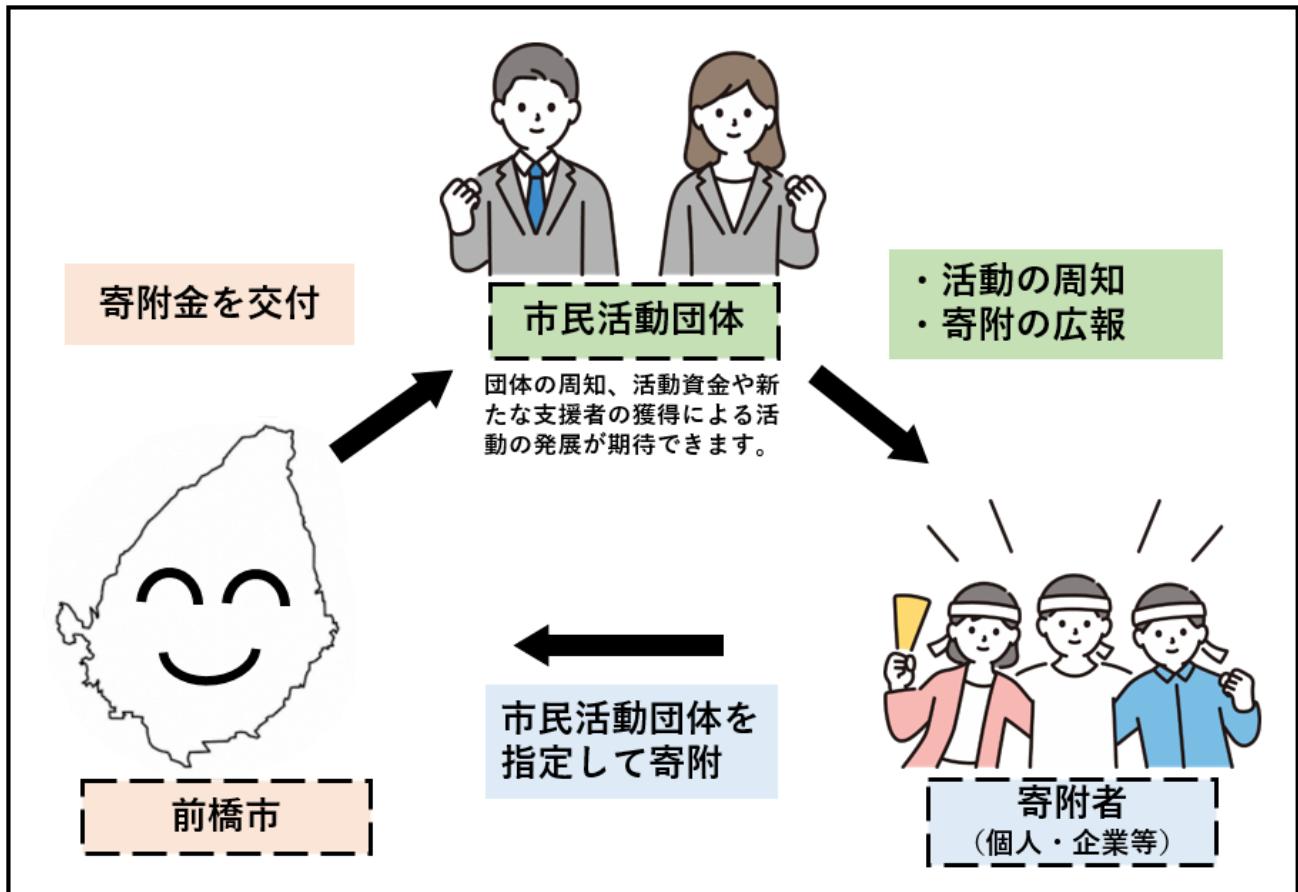


前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業

令和7年度 募集のしおり



◆申請書類の受付◆

受付期間／令和7年 **4月7日** (月) ~ **5月30日** (金)

◆お問い合わせ◆

前橋市役所 市民部 市民協働課 地域づくり係 (前橋市市民活動支援センター/Mサポ)

〒371-0023 前橋市本町2丁目12-1 前橋プラザ元気21 3階

電話：027-210-2196 ファックス：027-237-0810

Eメール：kyoudou@city.maebashi.gunma.jp

1 事業概要

「前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業」は、寄附者が事業を指定できる「クラウドファンディング型ふるさと納税」制度を活用し、前橋市で活動するN P O法人等の市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）の活動を支援する取り組みです。

市民活動団体が前橋市で行う公益的な活動（以下「プロジェクト」という。）に対して寄附を募集。共感し、応援したいと思われた方々から寄せられた寄附金を前橋市から市民活動団体に交付し（以下「交付金」という。）、プロジェクトを実施していただくことで、地域社会の課題解決を目指します。

本事業を通じて、寄附者は、共感するプロジェクトを個別に指定して応援することができるほか、寄附金については「ふるさと納税」として、市民活動団体へ直接寄附をする場合と異なり、税制上の優遇措置を受けることができます。

また、プロジェクトを実施する市民活動団体は、積極的な広報活動を行うことで、新たな寄附者である支援者と繋がることができます。加えて、寄附による税制上の優遇措置があるため、今までの支援者に対しても、より一層の寄附が期待でき、市民の公益的な活動の実施につながることとなります。

※交付金額は集まった寄附金額により変動するため、目標額の交付が保証されるものではありません。

※寄附者の意向を尊重し、目標通りの寄附が集まらなかつた場合でも、原則としてプロジェクトを実施していただきます。自己資金やその他の事業収入等を見込んだ収支計画を立てたうえでご活用ください。

2 事業の流れ

実施内容	実施者	実施期間
プロジェクト提案	市民活動団体	令和7年4月～5月
認定審査	市	令和7年6月～7月
寄附金の募集準備	市民活動団体／市	令和7年8月～9月
寄附金の募集	市	令和7年10月～12月
プロジェクト実施準備	市民活動団体	令和8年1月～3月
交付金交付手続き	市民活動団体／市	令和8年4月
プロジェクト実施	市民活動団体	令和8年4月～令和9年2月末
実績報告	市民活動団体	令和9年3月

※10月1日から12月31日までの寄附金の募集期間において目標金額を達成できなかつた場合でも、募集期間の延長は行いません。

3 対象団体（要綱第4条）

【次の（1）及び（2）の要件を満たす団体】

（1）次のいずれかに該当する団体

- ①特定非営利活動法人（NPO法人）
- ②一般社団法人（非営利型法人）、一般財団法人（非営利型法人）、公益社団法人、公益財団法人、労働者協同組合
- ③市民活動を行っている団体で、以下のすべての項目に該当する任意団体
 - ア 5人以上の構成員で組織していること
 - イ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当すること
 - ウ 組織の運営に関する定款や会則等を備えていること（総会や役員会など、組織運営の意思決定の仕組みが規定されていること）
 - エ 予算及び決算の処理を適切に行っていること
 - オ 活動内容や会計処理に関する情報が公開できるよう整理されていること

（2）次のすべてを満たす団体

- ①本市に主たる事務所（活動の拠点）があること
- ②本市においておおむね1年以上の継続的な活動実績があり、そのことが事業報告書・決算書等の書類で確認できること
- ③特定非営利活動促進法別表に掲げる20分野、その他社会貢献を行う団体であること
- ④広く情報を公開していること
- ⑤法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑥前橋市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団等に該当せず、それらと密接な関係を有していないこと

4 対象プロジェクト（要件、対象経費、目標額及び交付額）

（1）プロジェクトの要件（要綱第5条）

対象団体が行う市民活動であり、以下の要件をすべて満たすもの

- ①原則、前橋市内において実施し、主たる効果が前橋市内で生じる公益的なプロジェクトであること
- ②交付金の交付を受ける年度の2月末（令和9年2月末日）までに完結するプロジェクトであること
- ③特定の個人又は団体の利益となるプロジェクトでないこと
- ④宗教活動、政治活動、選挙活動又は営利活動を目的としたプロジェクトでないこと
- ⑤当該団体内の親睦やレクリエーションを目的としたプロジェクトでないこと
- ⑥前橋市から業務委託を受けているプロジェクトでないこと
- ⑦前橋市から補助金等の交付を受けている又は受ける予定のプロジェクトでないこと
- ⑧上記内容のほか、市長が適切でないと認めるプロジェクトでないこと

（2）交付金対象経費（要綱第6条）

交付対象プロジェクトの実施に要する経費とするが、次に掲げる経費は対象としない

- ①交付対象事業の実施に関わらない団体の経常的な運営に要する経費
- ②団体の飲食や親睦会費
- ③団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- ④交付決定前を含む交付対象事業実施期間外に発生した経費

⑤不動産及び車両（自転車を除く。）を取得するための経費

⑥上記の内容のほか、市長が適切ではないと認める経費

※必要に応じて算出根拠の提示を求めます。

(3) 寄附募集における目標額、及び交付金額について

①目標額

クラウドファンディングにおける市民活動団体の目標額は、30万円以上とします。

②交付金額

交付金額は、前橋市への寄附金額の80%又は、交付対象経費として支出した額のいずれか少ない方とします。

なお、「寄附金額の20%」及び「寄附金額の80%よりも交付対象経費が少なかった場合の差額」は、前橋市が取り組む市民活動支援事業に充当します。

5 プロジェクト認定に係る申請手続き（要綱第7条）

本事業を活用し、資金の調達を行おうとする団体は、市長の認定を受ける必要があります。

前橋市市民協働課へ、必ず事前に電話又はメール等による予約をしてから、申請に必要な書類を持参してください。原則、持参による申請と zwar いますが、様々な事情によりメールや郵送を希望される団体はその旨ご連絡ください。

なお、提出期限間際の申請は、書類の内容に不備等がある場合や、申請内容の調整が必要な場合に提出期限に間に合わなくなる恐れがあります。余裕を持った申請をお願いします。

認定申請書提出期限 令和7年5月30日（金）

認定申請に係る提出書類

①前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業認定申請書（様式第1号）

②前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業団体概要書（様式第2号）

③前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施計画書（様式第3号の1）

④前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業収支計画書（様式第4号の1）

⑤定款又は会則等

⑥前年度事業報告書及び決算書

⑦前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業誓約書（様式第5号）

⑧クラウドファンディングに係る寄附促進営業計画書（様式第6号）

⑨その他市長が必要と認める書類

6 個別事業説明会の開催

より良い提案にするため、本事業の目的や対象となるプロジェクト、留意事項等について、随時個別説明会を開催します。

開催期間は令和7年3月24日（月）～5月16日（金）の平日午前10時から午後6時までです。

説明を希望する団体は必ず事前に電話又はメール等による予約をお願いします。

7 プロジェクト認定（審査）について（要綱第7条）

対象プロジェクトの認定は、書類審査（応募資格の確認）及び、前橋市関連部署へのヒアリング審査（事業内容の確認）を経て行います。

審査結果は、令和7年7月中を目安に提案団体に文書でお知らせします。

8 寄附金の募集について（要綱第8条）

（1）寄附金の募集準備

①認定された市民活動団体が、ふるさと納税専用サイト（さとふる）の掲載原稿等を作成

②サイト側と調整後、サイトにプロジェクトを掲載し寄附金募集開始

※サイトへの掲載は、寄附が必ず集まることを確約するものではありません。

（2）寄附の受付

寄附の受付は、各団体のプロジェクトごとに、前橋市政策推進課が行います。

各団体が受付を行うと、寄附者はふるさと納税としての税の控除が受けられなくなるため、寄附金を団体で受理しないようご注意ください。なお、受付方法は、下記のとおりです。

〔受付〕 クラウドファンディング型ふるさと納税専用サイト（さとふる）による申込み又は、

寄附申出書を郵送又はFAXにより、政策推進課へ提出してください。

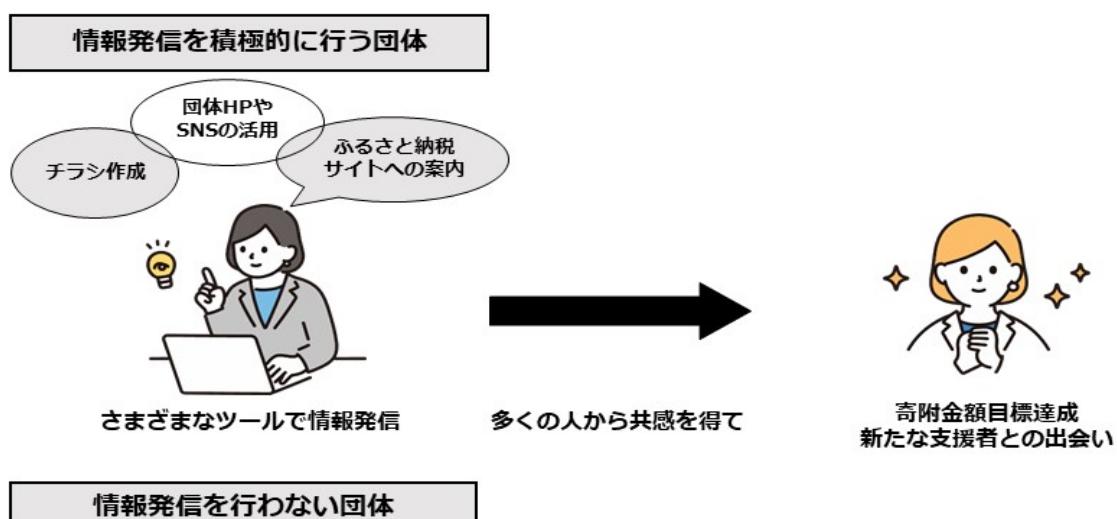
〔主な入金方法〕 クレジット決済（専用サイトによる申込み時）

郵便振替、銀行申込

※法人の寄附は、寄附申出書のみ受け付けます。（専用サイトによる申込みは不可）

（3）情報発信

寄附の募集期間中は、新たな支援者の増加や、目標額を目指し、各団体において積極的に広報活動等情報発信を行ってください。プロジェクトの内容にかかわらず、「寄附を募集している」ことが伝わらなければ寄附は集まりません。市による広報だけでは目標額達成は困難な可能性がありますので、各団体において積極的な広報（営業）活動をお願いします。



前橋市のHPに掲載のみ

人の目にふれる機会が少なく

寄附金が集まらない
支援者の増とならない

(4) 募集期間内に目標額を達成した場合及び達成しなかった場合の取り扱いについて

①目標額を達成した場合

目標額（ふるさと納税による個人寄附及び企業からの寄附を合わせた合計額）を達成したとしても募集を終了せず、期間内は募集を継続します。

②目標額を達成できなかった場合

次の i から iii のいずれかでプロジェクトを実施していただきます。

- i 不足額に当該団体の自己資金を充て、当初の計画通りプロジェクトを実施する
- ii プロジェクトの本質を変えない範囲で当初の計画から縮小して実施する
- iii 不足額に当該団体の自己資金を充て、かつプロジェクトの本質を変えない範囲で当初の計画から縮小して実施する。

※寄附者の意向を尊重し、目標どおりの寄附が集まらなかった場合でも、1円以上の寄附があつた場合は原則としてプロジェクトを実施していただきます。辞退は真にやむを得ない事情があるとき以外はできません。

※縮小した計画によりプロジェクトの本質が変わると判断した場合や、実施を辞退した場合、寄附金を交付いたしません。

③その他

募集期間中の目標額の変更は行えません。

また、寄附募集に際しては、専用サイトにおいて寄附者にあらかじめ以下の条件を明示して募集します。

- i 寄附額の 20 %については、前橋市が取り組む市民活動支援事業に充当すること
- ii 目標金額を達成しなかった場合は、プロジェクトの本質を変えない範囲でプロジェクトを縮小して実施する場合があること
- iii 目標金額を達成せず、団体がプロジェクトの実施を辞退した場合は、団体へ寄附金を交付せず前橋市が取り組む市民活動支援事業に充当すること

(5) 寄附者に対する返礼品等の贈呈について

制度の趣旨を鑑み、市の返礼品贈呈事業の対象とはしません。

なお、寄附者と各市民活動団体が継続的につながることで、本来の寄附の趣旨実現が可能となることから、寄附を受け付ける際に、寄附者から個人情報の提供について同意を得たうえで、各市民活動団体に寄附者情報の提供を行います。各市民活動団体が直接、寄附者に対してお礼や活動の経過、実績の報告などを行い、継続的なつながり作りに務めてください。

9 交付金の交付について（要綱第 11,12 条）

寄附金として集まった額の 80 %を交付金として団体へ交付します。交付金の交付を受けようとする団体は、令和 8 年 4 月以降、事業開始までに下記の書類により市民協働課へ申請をしてください。

- ①前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業交付金交付申請書（様式第 10 号）
- ②前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施計画書・交付申請用（様式第 3 号の 2）
- ③前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業収支計画書・交付申請用（様式第 4 号の 2）
- ④その他市長が必要と認める書類

※認定申請時から変更がない場合②③は省略できます。

10 事業の実績報告、交付金額の確定について

(1) 実績報告書の提出（要綱第16条）

事業終了後、1ヶ月以内又は令和9年3月31日（水）までに、下記の書類を提出してください。

- ①前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実績報告書（様式第17号）
- ②前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施報告書（様式第18号）
- ③前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業収支報告書（様式第19号）
- ④交付対象経費の支出が確認できるもの（領収書の写し等）
- ⑤交付対象事業の活動状況が確認できるもの（写真、パンフレット、チラシ等）
- ⑥その他市長が必要と認めるもの

なお、交付対象経費の支出が確認できるものがない支出は交付対象経費に計上できず、交付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

(2) 交付金額の精算（要綱第16条）

交付対象事業の決定通知を受けたことで、交付金額が保証される制度ではありません。

寄附金額の80%、又は交付対象経費のいずれか少ない額が交付金額となるため、市は、提出された実績報告書等の確認を行い、交付対象経費よりも交付済金額が多い場合は、その差額を返還していただきます。

※返還された差額は前橋市が取り組む市民活動支援事業に充当します。

(3) 交付金の交付取消し・返還（要綱第18条）

団体が次のいずれかに該当すると認められるときは、市は、交付を取消し、又は交付金を返還していただく場合があります。

- ①前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施要綱や、その他法令等に違反したとき
- ②交付金の支援対象決定及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ③交付金を他の目的に使用したとき
- ④偽りや不正な手段により、寄附金の募集及び交付金の交付を受けたとき。また、事業の認定をうけたとき
- ⑤前橋市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団等に該当するとき
- ⑥暴力団等の利益になるとき
- ⑦その他市長が交付金を交付する必要がないと認めたとき

11 注意事項

- (1) 審査にあたり根拠等が不十分な場合には、追加で資料の提出をお願いすることがあります。
- (2) 提出された書類等については返却せず、また原則として情報公開の対象となります。
- (3) 寄附者に特別な利益が及ぶような対応は行わないでください。内容次第では交付金の全部又は一部を返還していただきます。（例えば、寄附者が指定したNPO法人の正会員であり、寄附によって会費の減額を受ける場合など。）
- (4) 事業が適正に実施されているかを確認するため、市が視察、調査を行うことがあります。視察、調

査にあたっては、市は一切の制限を受けず、必要と判断する範囲で行います。また、その結果、実施状況が適正でないと認められた場合には、交付金の全部又は一部を返還していただきます。

(5) 交付対象事業を他の事業と明確に区分して経理を行い、収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管してください。

(6) 本資料に記載の内容は一例となります。詳細は前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施要綱を確認ください。